

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護サービス)

1. 事業の目的

社会福祉法人健仁会が運営する、弥栄の園訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図ると共に、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

2. サービスの内容

(1) 「訪問看護」は、看護師がご利用者の居宅（自宅）に訪問して、その人らしく療養生活が送れるよう支援を行ないます。ご利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の維持・回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すサービスです。

(2) 訪問看護の利用申込みから、サービス提供までの基本的な流れです。

①介護支援専門員のケアプランが作成された後、主治医から「訪問看護指示書」を頂き、初回訪問のお約束をいたします（同時進行の時もあり）。

②重要事項説明書による説明を行い、同意を頂きます。

③ご利用者の状態把握・課題分析を致します。（介護保険被保険者証等の確認）

④契約を締結します。

⑤訪問看護計画（案）を作成し、ご利用者又はご家族等に説明し、同意を頂きます。

⑥同意いただいた訪問看護計画に基づきサービスが計画的に提供されます。

⑦看護師は、訪問看護計画作成後においても、適宜訪問することにより、ご利用者の課題把握を行い、必要と判断した場合は、介護支援専門員と連携をはかり、ご利用者の同意をもって、訪問看護計画を変更します。

また、ご利用者及びご家族、介護支援専門員との連絡を継続的に行い、訪問看護計画の実施状況を把握します。

⑧主治医・介護支援専門員に「訪問看護報告書・次月訪問計画書」を毎月初旬に提出します。

(3) サービス内容の詳細については、「利用者情報収集・アセスメントシート」によりご利用者の希望を確認したうえで実施します。

(4) ステーションは、指定の時間帯において次の【サービス内容区分】の中から選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

1. 症状・障がいの観察と看護
2. 療養生活指導
3. 服薬管理
4. 食事、水分、栄養摂取の管理・排泄ケア
5. 清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄など清潔のケア
6. 終末期ケア・緩和ケア
7. リハビリテーション
8. 認知症利用者の看護
9. 家族等の支援
10. 社会資源の活用
11. 褥瘡や創傷の処置
12. 医療機器等の操作援助・管理
13. その他医師の指示による診療の補助業務

3. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、「訪問看護記録書」に訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載します。
- (2) ステーションは、前記の「訪問看護記録書」の記録をサービス終了後5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担（1枚10円）

4. 管理者

管理者は、次のとおりです。尚、サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名：増田 香織 連絡先（電話）：0790-43-7770

5. 利用者負担金

(1) 利用料

介護保険の介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として基本料金（利用料金表）の1割、2割または3割です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。

また、要介護認定区分が自立と判定した方など何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

(2) キャンセル料金

ご利用者の都合により、サービスのキャンセルをする場合は、サービス実施日の前日（その日が土曜日、日曜日、8/14～8/15、12/30～1/3にあたる日はその前日）午後6時までに事業所に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。但し、ご利用者の急変、急な入院等やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

前日午後 6 時までに申し出があった場合	無料
前日午後 6 時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、または申し出がなく不在の場合	キャンセル料 10,000 円/回

※定期巡回の場合、1ヶ月の内で予定(計画)されていたサービス提供が全てキャンセルとなった場合には、別紙料金表に記載の基本料金の10%をいただく場合があります。ただし、ご利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(3) 文書料

「訪問看護指示書」は「指示料金」として主治医の病院から請求されますので、利用者負担となります。

(4) 交通費

通常サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の住所の方は、通常サービスを提供する地域を超えた地点からご自宅まで交通費として1kmあたり10円を別途いただきます。(8.(1)参照)

(5) 支払方法

ご利用者は下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月1日から末日までの合計額をその選択した方法にてご利用者様負担金等の料金を支払います。

口座名義はいずれも「社会福祉法人健仁会」です。

①口座自動引き落とし

社会福祉法人健仁会は翌月の12日頃(ゆうちょ銀行)・15日(JA兵庫みらい)頃にご利用者の口座から自動引き落としをします。

②銀行振込

ご利用者は料金の合計額を翌月末日までに下記口座に振込送金して支払います。振込手数料はご利用者が負担します。

兵庫県信用組合 加西支店 普通預金口座(口座番号 0842572)

※サービス利用料金は「訪問看護計画書」に準じるものとします。

※その他、医師の指示があり、医療保険の訪問看護サービスを利用する場合、再度、重要事項説明書に沿って説明し、契約を締結します。料金は別紙「医療保険料金」に準ずるものとします。

6. キャンセル

(1) ご利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

氏名： 増田 香織 連絡先(電話)： 0790-43-7770

(2) 利用者負担金 5. 【キャンセル料】参照

※ご利用者またはご家族による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、ご利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は除き、ステーションは文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する場合があります。

7. その他

- (1) ご利用者が看護師等の交代を希望される場合には、できる限り対応しますが、業務の都合上、看護師等を指定（指名）することは出来かねますので、あらかじめご承知おきください。詳しくは前記の管理者までご相談下さい。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①看護師等は、年金等の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
 - ②訪問看護サービスは、介護保険制度上、同居家族に対するサービス提供は禁止されていますので、ご了承ください。
 - ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8. 弥栄の園訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所名および所在地

事業所名	弥栄の園訪問看護ステーション
所在地	兵庫県加西市北条町西高室595-11
電話番号	0790-43-7770
ファックス番号	0790-43-7771
介護保険指定番号	2862690092
営業時間	午前9:00～午後6:00
休日	土曜日、日曜日、8/14～8/15、12/30～1/3
サービス提供時間帯	24時間365日（計画に沿って営業時間外も適時サービスを提供）
サービスを提供する地域	加西市

※ご利用者負担の利用料金は「訪問看護計画書」に準じます。

※事業所の電話受け時間（営業時間）は、午前9:00～午後6:00となっております。なお、ご利用者やそのご家族からの電話等による連絡体制を整備し、営業時間外はオンコール体制をとり、必要時には緊急サービスを提供します。

(2) 同事業所の職員体制 ※（ ）内は男性再掲（令和4年6月1日現在）

	常勤	非常勤	計	備考
管理者（看護師）	1名（ ）	名（ ）	1名（ ）	看護師業務兼務
看護師	1名（ ）	2名（ ）	3名（ ）	
事務職員	名（ ）	名（ ）	名（ ）	
准看護師	名（ ）	名（ ）	名（ ）	
理学療法士	1名（1）	名（ ）	名（ ）	
作業療法士	1名（1）	名（ ）	名（ ）	
言語聴覚士	名（ ）	名（ ）	名（ ）	

9. 社会福祉法人健仁会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人健仁会	
代表者役職・氏名	理事長 加川 浩紀	
法人所在地	兵庫県加西市鶉野町字東中条 1750 番地	
電話番号・ファックス番号	電話番号 0790-49-2900 ファックス番号 0790-49-2907	
事業所数	訪問介護事業所	1カ所
	通所介護事業所（デイサービスセンター）	1カ所
	居宅介護支援事業所	2カ所
	サービス付高齢者向け住宅運営事業	1カ所
	訪問看護事業所	1カ所

(平成 30 年 8 月現在)

【 サービス利用のために 】

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	定期的に従業員研修を実施しています
看護業務マニュアル	有	

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等への連絡をいたします。

サービス提供時以外で緊急を要する場合は、下記までご連絡ください。

(午前 9 : 00 ~ 午後 6 : 00)

氏名： 増田 香織 連絡先（電話）： 0790-43-7770

11. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医または関係医療機関、区市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について事故報告書を作成し、その内容を理事長に報告した後、法人内に公表し再発防止に努めます。事故報告書は作成後5年間保管することとします。

また、サービスの提供にともなって、ステーションの責めに帰すべき事由により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実にを行うこととします。

12. 高齢者虐待防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、ご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1.3. サービス内容に関する苦情

苦情があった場合は、ご利用者の状況を把握するために必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ないます。把握した内容をもとに検討を行ない、今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない、ご利用者に対して、対応方法や結果の報告を行ないます。

(1) 当社お客さま相談・苦情担当

事業所管理者 **増田 香織** 電話 **0790-43-7770**

法人相談・苦情窓口 電話 **0790-49-2900**

(2) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

名所	住所	電話
健康福祉部 長寿介護課介護保険係	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地	0790-42-8788
兵庫県国民健康保険団体連合会苦情相談	神戸市中央区三宮町1丁目 9 番 1-1801 号	078-332-5617

1.4. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱い基準の遵守について

[平成11.3.31.厚令三十七に基づく]

- (1) 個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- (2) 個人情報の利用は、訪問看護サービス契約書第8条2項にて、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供、預託を行なう場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう、監督を行って参ります。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

訪問看護サービス利用にあたり、ご利用者に対して、訪問看護サービス契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	兵庫県加西市鶉野町字東中条 1750 番地	
	法人名	社会福祉法人健仁会	
	代表者名	理事長 加川 浩紀	印
	事業所名	弥栄の園訪問看護ステーション	
	説明者氏名		印

私は、本書面により、ステーションから訪問看護サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

ご利用者	住所	
	氏名	印

ご家族 または 代理人	(ご家族・代理人・その他) * 該当するご関係に○をつけて下記に具体的にご記入下さい	
	ご利用者との 関係・続柄	
	住所	
	氏名	印

* 上記欄に署名捺印された方は、同欄の署名を持って、本契約第8条第2項に基づいて社会福祉法人健仁会がご利用者のご家族等の個人情報を使用することに同意したものとします。